

新潟市 園芸施設に係る事務取扱い

令和5年6月26日 新潟市農林水産部農林政策課

新潟市内に設置される建築物でない園芸施設(農作物の栽培の効率化、高度化又は品質向上を図るため、用途上不可分の関係にある園芸施設と一の施設で、かつ独立して他用途への利用の対象とならないものを含む。以下同じ。)は次のすべてを満たすものである。

- (1) 園芸施設が設置される場所は、本市内にある農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条に規定する農用地等であること。
- (2) 一般社団法人日本施設園芸協会が令和元年5月に作成した園芸用施設設計施工標準仕様書に適合又はこれと同等以上の強度等を有し、かつ専ら農作物の栽培の用に供する園芸施設であること。
- (3) 園芸施設施工前に、平面、立面図等参考となるべき書類を農林水産部農林政策課に提出すること。なお、農林政策課の求めにより、面談等を実施することがある。

園芸施設の設計者(園芸施設の製造又は販売を業とする者を含む。以下同じ。)、工事施工又は園芸施設使用者は次のことに留意すること。

- (1) 設計者は、現場条件を踏まえ関連する法令や技術資料等を参考にし、安全上、防火上及び衛生上支障がないように努めること。
- (2) 工事施工者は、工事施工に当たって、設計に基づく適正な施工に努めること。
- (3) 園芸施設使用者は、災害時の避難経路の確保、避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に取り組むこと。なお、被災時に備え、園芸施設共済等の保険に加入することが望ましい。

具体の事例について判断に迷う場合は、農林政策課に問い合わせること。

(以上)